

別紙 1 料金表

訪問介護

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

【料金表】対象者：要介護1～要介護5

身体介護

ご利用時間	身体介護01 (20分未満)	身体介護1 (20分以上30分 未満)	身体介護2 (30分以上60分 未満)	身体介護3 (60分以上)	1時間以上
単位数 (1回につき)	163(単位)	244(単位)	387(単位)	567(単位)	567単位数に30分を 増すごとに + 82単位

生活援助

ご利用時間	生活援助 2 (20分以上45分未満)	生活援助 3 (45分以上)	身体介護に引き続き生活援助を 行う場合
単位数	179(単位)	220(単位)	所要時間が20分から起算して25分を 増すごとに+65単位(195単位を限度)

【料金表】対象者：要支援1・要支援2

訪問型サービス (みなし) (I)	週1回程度	サービス利用	1, 176(単位)
訪問型サービス (みなし) (II)	週2回程度	サービス利用	2, 349(単位)
訪問型サービス (みなし) (II)	週2回程度	サービス利用	3, 727(単位)

加算

初回加算	200(単位)
緊急時訪問加算	100(単位)
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数×13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数に4.2%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算(II)	所定単位数に2.4%を乗じた単位数
早朝加算 (午前6時～8時)	25%加算
夜間加算 (午後6時～10時)	25%加算
深夜加算 (午後10時～午前6時)	50%加算

※地域区分見直しにより、利用総単位数に地域単価（10.42）を乗じた額が介護報酬となり介護保険の定める要介護区分別の支給限度額内であれば、その金額の一部が利用者負担となります。

○料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

○介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

○介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1ヶ月につきの料金表の利用料金全額をお支払下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

○利用者の身体的理由若しくは暴力行為等の事情があり、かつ、お客様又はその家族の同意を得て訪問介護員が2人分で訪問する場合は、2人分の料金となります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付の支給限度額を超えるサービス	上記基本料金の金額
事業の実施地域外へのサービス	1kmにつき20円（交通費）
当日利用中止となった場合	上記基本料金の金額10%

(3) 交通費

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(4) その他の料金

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用は、お客様の負担となります。

(5) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

但し、お客様の病状の急変など、緊急ややむを得ない事情がある場合は不要です。

24時間前までのご連絡の場合	不要
12時間前までにご連絡の場合	料金（1提供当たり）の10%
12時間前までにご連絡のない場合	料金（1提供当たり）の25%

(6) 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、毎月20日までにお支払いください。

お支払確認後、領収書を発行いたします。